

中間前金払制度の導入

請負者の資金繰りの改善を図るため、次のとおり中間前金払制度を導入しています。

◎対象工事

請負金額100万円以上の公共工事で、前払金の支払を受けているもの。
※前払金も請負金額100万円以上の公共工事が対象です。

◎中間前金払の割合

契約金額の20%以内（上限額 なし）

◎認定方法・要件

市は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があり、次に掲げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書を請負者に交付します。

認定要件：次のすべての条件を満たすもの

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること

◎申請等

1. 申請窓口は工事担当課になります。
2. 提出された中間前金払認定申請書及び添付書類（工事履行報告書、工事写真、工事工程表等）で認定要件を満たしているか確認できないときは必要に応じ資料等の提出を求めることがあります。

◎支払

請負者は、中間前金払請求書に中間前払金保証証書を添付して請求し、市は請求を受けた日から14日以内に支払うものとします。

◎関係書類

- 中間前金払認定請求書
- 中間前金払請求書
- 工事履行報告書